

肥後国天草島における漁村の成立と展開：「舸子役」を中心として

中村，正夫
熊本大学

<https://doi.org/10.15017/7177149>

出版情報：九州文化史研究所紀要. 8/9, pp.143-162, 1961-03-15. KYUSHU BUNKWASHI KENKYUSHO, KYUSHU UNIVERSITY

バージョン：

権利関係：



肥後国天草島における漁村の成立と展開

―「舸子役」を中心として―

中 村 正 夫

序

天草郡ハ有明・不知火両海ノ咽喉ニ横ハリ、天然鱗介ノ巢窟タリ。

旧町村総テ八十七、其中海ニ沿フモノハ六十有余ノ多ニ及フ。往古ヨリ採貝採藻ヲ除キ、漁事ハ漁夫ノ專業トシ、農漁ノ分自ラ判然シ、互ニ相浸ス可ラザルモノアリ。而シテ漁者ノ居住スヘキ町村ヲ富岡・牛深・崎津・御領・佐伊津・二江・湯舟原ノ七ヶ浦トシ、各浦高ノ定マリアリテ、水夫役及漁方運上ヲ課シ、七ヶ浦ニ限り海面ヲ専有シテ業ヲ営ムヲ得タリ云々。（傍点筆者、以下同様）

天草郡漁業沿革史に関する『熊本県漁業誌』（熊本県農商課 明治三三年刊）の記載は、

徳川時代の天草郡における以上のような「定浦制」の存在を告げている。すなわち、往時の天草漁民は水夫役及び漁方運上を反対給付として提供することにより領主より漁業権を賦与され、漁場の使用収益の範囲も自ら他村の地先まで拡げていた。当初七カ浦として成立した定浦は、以後数次の変遷を経て最終的には二四カ浦に増加したのであるが、この定浦以外の村々はたとえ臨海村であっても「漁不仕」村であり、「無

海無株」の村として漁業に従事することができなかった。

ところで、こうした天草郡にみられた地先漁場の権利関係は、むしろ

全国的な趨勢であった。徳川時代の初期においては、臨海部落でも未だ漁業に従事しない「地方」部落が相当存在したのであるが、それらもしだいに漁業部落である「浦方」から自村の地元海面を奪取し、一定の漁税を封建的支配者に収めることによって、地先海面の占有という事実を確保するにいたった。徳川時代における漁場争いのある部分は、かゝる漁場再編成の要求と阻止という形をとっており、そうした過程を経て沿岸村は概ね漁業を営むようになり、一村限り又は数村限りの地先海面漁場制が確立してきた。（四）かくして徳川時代における漁業制度変革の過程は、いわば浦方漁民の特権的占有漁場制から一村専用漁場制への解体ないし再編成過程として一般的図式化を行うことも可能であろう。寛保二年（一七四二）の『漁獵海川境論』に「磯獵は地附根附次第也、沖は人会」としたのも、村並みの漁場を土地に準じた支配所有の觀念をもって律しようとした全国的な傾向を幕府が是認した法則であったのである。（五）

天草郡の漁業制度変革史についても、本質的にはかゝる一般的再編成

過程の埒外にあったとはいえないであろう。しかし一面、徳川時代の漁業法規は本来「先規・仕来」が重要な法源となっており、現実には『漁

獵海川境論』の規定は理念にとゞまる場合が多く、全国各地において極めて複雑多様な展開がみられた。そうした事実^(五)に照してみても、天草郡

における封建的漁業秩序の変革過程に関して、何らかの特殊性をみいだす余地は残されているし、またその必要性にも迫られている。『熊本県

漁業誌』も指摘しているように、それは水夫役および漁方運上という一定の漁税負担が、地先漁場の使用収益権と密接な関連をもちつゝ天草郡の漁業ないし漁村の発達を制約してきたという側面がまず関心の的になるのである。ことに水夫役の存在は個有の重要性をもつと考えられるのであって、この水夫役の性格を明確化するなかで、おそらく天草郡漁業制度の基底が浮び上ってくるに違いない。もっとも筆者にとってこの問題は天草村落構造の史的展開を説明する手続きの一環として取り上げたのであって、漁業史の研究は全くの素人に近い。的はずれの論述が多々あると思われるので、その点あらかじめ大方の叱正を期待しておかねばならない。

なお本稿の基礎資料の大半は、昭和三四年度文部省科学研究費（課題「天草村落の研究」）の交付をうけて実施した現地調査の際蒐めたものである。筆者のテーマは一天草村落のモノグラフ的研究であったが、その制度的背景を天草郡全体のスケールで一応確立しておく必要が認められたので、本稿をまとめることにしたのであるが、その機会を九州文化史研究所によって与えられたことを深謝する。

註（一）水夫役は「カコヤク」であるが「水主役」につくる場合も多い。（例えば、山口和雄「日本漁業経済史研究」昭和三年）しかし、天草郡の關係

史料では「鯛子役」とするが圧倒的であって「加子役」とも記している。したがって本文中しばしば「鯛子役」の字句を用いる。

（二）元禄四年「天草郡赤崎村明細帳」（赤崎、北野雄一家文書）

（三）安政七年「取極書一札之事」（富岡町漁業組合「旧幕藩時漁政調書」所収）

（四）山口和雄「日本漁業経済史研究」（昭和三年）三六頁

（五）原暉三「日本漁業権制度史論」（昭和三年）五一頁

（一）領主制の展開と定浦制の成立

天草地名考の一説に、「天」は「海士」の意、「草」は草々と称して「衆多」の義、つまり天草は往古より漁を生業とした海士民族が、この辺りに多く蟠居していたところから自然負わされた名称であろうとしている^(二)。四界に海をめぐるし地先海面すべて好箇の漁場となりえた天草にはふさわしい地名起源説である。いまその正誤をたゞす^(三)はありえようもないが、上世以来海外との交渉が頻繁に行われ、ことに中世の天草が海上勢力の有力な根拠地をなしたのは確か^(四)のようである。

ところで一般に漁場の権利關係が重要な意味合いをおびてくるのは中世末期から近世初期にかけての一円領主制の起立にともなうとされているが、この時期における天草島はいかなる情勢におかれていたであろうか。こゝでまず便宜上、中世末より徳川時代の全過程を通して天草の領有關係の変遷を概観してみよう。

戦国動乱の時代における天草は、全島にすくなくとも八氏を数える群雄が割拠し、内部的には互いに対峙しながら、この頃南九州を制覇しつつあった相良氏の脅威にさらされていた。やがてこれら諸豪は弘治（一五五五—一七）以後、天草・志岐・栖本・上津浦・大矢野の五氏に集約され、いわゆる「五人衆」の時代となった。しかしこの時代とて、大友・

竜造寺・島津諸氏の相次ぐ勢力隆替のなかで離合常ならざるものがあつた。天草諸氏が富強を図らんとして当時の風潮にならい、南蛮貿易と切支丹の伝播につとめたのもこの時代である。天正一五年（一五八七）秀吉が島津征伐に西下するや、五人衆はいち早く恭順の意を表し、さらに舟師をもって従軍したので、その功によって本領を安堵された。ところが肥後一円が佐々成政の支配となり、その失政の後をうけて小西行長と加藤清正の折半統治ということになって、天正一六年天草一円は五人衆分領のまゝ小西行長の令下におかれた。翌一七年、たまたま行長が居城宇土城の普請のため五人衆に対し賦役徵発を命じたところ、五人衆はこれを心外として肯じなかった。そこで行長は清正の援軍をえて討伐を行い、五人衆の長老志岐麟仙らの頑強な反撃を鎮圧し、爾後天草全土を行長の直接支配下とした。かくて小西氏の天草統治は一二年間継続するが慶長五年（一六〇〇）関ヶ原の戦に行長が石田方に組みしたゝめあえなく潰え去つた。かわつて天草は肥後一円を領有することになった清正の支配下に分属となつたが、二年にして清正は豊後鶴崎と替地を希望したため、あらためて慶長七年唐津藩主寺沢志摩守広高が関ヶ原戦功によって兼帯所領とした。

寺沢氏は翌八年より本土にもっとも近く舟便もいゝ袋ヶ浦、又の名留岡を富岡と改称してこゝに新城を築き城下町を構えた。別に栖本・本戸・河内浦の三カ所には郡代を置いて島内の民政を司らしめた。またこの節郡中を検地して田畑本高三万七千石、それに桑・茶・塩・網運上等五千石を加えて総高四万二千石と定めた。こうして大名領国制が一応確立するかにみえたのであるが、この頃天草はすでに切支丹布教の楽土となつており、徳川幕府の厳達をうけた寺沢氏は峻厳な禁教弾圧を行つ

た。一方寺沢氏の信教禁圧に耐えかねた島民は累年にわたる凶作の悩みとかさなり、不満をいちどにはらさんとして寛永一四年（一六三七）の暮れ、ついに一揆蜂起した。世上にいう天草の乱がかくて勃発したのであるが、翌一五年初め、原の落城によって平定した時には領主寺沢氏もその責めをまぬがれず所領没収となつた。同年たゞちに山崎甲斐守家治が新領主として備中成羽より入郡、三年のゝち寛永一七年（一六四〇）より公領となり、初代代官として鈴木三郎九郎重成が就任した。重成は疲弊の極にあつた乱後の民治に銳意力を注ぎ、島内を一〇組八六カ村（のちに八七カ村）に分ち大庄屋庄屋を定めるなど行政組織を整え、亡所開発仕置によって諸般の復興を企てた。しかし彼がもっとも意を用いた石高半減の請願が容れられず、承応二年（一六五三）その罪を謝して自刃した。幕府はその行を哀れみ、甥鈴木伊兵衛を二代目代官に任じ、先代の偉業を継がしめることゝしたが、伊兵衛は万治二年（一六五九）にいたりついに宿願を達し、全島の改検地を実施して総高二万千石に半減する稀有の成果をおさめた。この時の検地が本郡石高の基準となり維新に及ぶのである。

寛文四年（一六六四）に天草はふたゝび私領に返り、参州田原より戸田伊賀守忠昌が就封した。おること七年、彼は天草が永久に天領たるべきことを幕府に進言して転封したことから、同一一年よりさらに元へ戻つて公領地となつた。この以後天草は明治の新政まで天領たることに変化はなかったが、その支配関係は当初専任代官が江戸より下向し、やがて日田代官兼任となり、つづいて支配所または預所の名において、島原藩主預り、日田郡代預り、長崎代官預りとして転々移行した。

このようにして中世末期以来、天草の支配領有関係はかなりめまぐる

しい推移を繰り返してきている。それだけにそれらの変遷過程を通して、統治政策の上に複雑な変転が行われたことが予想される。ことを漁業制度に限ってみても同じことがいえよう。したがって中世末期ないし

近世初期における漁業史料が期待薄なこと、相俟って、天草の封建的漁業秩序の成立とその契機を確実な史実の裏付けによって確認するのは困難である。たゞ徳川時代の天草漁業制度が、後述するように、漁業の特権化とその反対給付としての水夫役との密接な結びつきを特徴的なもの

としていることにかんがみて、二三の点に触れておきたい。文祿元年

(一五九二) 秀吉の朝鮮征伐に際して小西行長と加藤清正は共に先鋒を仰付かり魁の功を競ったが、行長をして清正に一步先じせしめたのは、その頃行長の所領下にあった天草舩子の活躍によるところ大なるものが

あった故とされており、その統帥として宰領した大嶋子村益田日向兵衛、町山口村大谷諸兵衛両名が秀吉からその功顕著なりとして褒賞をうけたという。西南九州の列強領主諸勢力に圍繞されていた辺境離島の天草を支配する領主の要求としては、それが朝鮮征伐のごとき大事に用立てるためのものとしてよりも、むしろ常備として水軍ないしそれに準ずる海上勢力の整備編成を心懸けさせたと考えられる。そしてそのような領主的要求にもっともよく呼応しうるものが、日頃漁業に従事して海上活動に熟達していた漁民でなければならなかった。もっとも益田・大谷両氏の裔は天草の乱後、それぞれ白村の庄屋に任ぜられ、封建統治の末端機構に組み込まれて漁業からは遠ざかってしまっている。これに対して、徳川時代を通して「郡中惣弁指」役にあった富岡町中元家は「天正之度以来五人士の仰ヨリ寺沢志摩守様御領地之頃迄、先祖藤松事藤馬、弁指役相勤候趣」との申伝えがある。その信憑性についてはなお留保し

ておくとして、同家が漁民統領たるの資格を保持するにいたった時期がほぼ近世初期であったことは推測にかたくない。

そこでひるがえって、近世初期において一応天草の一円領主的統治組織を布いた寺沢氏の漁業統制に関する治績をかえりみることにする。先記のごとく寺沢氏は天草郡総石高四万二千石を称したが、このうち雑租五千石として加算した分の中に網運上が含まれていた。検地制の実施に並行して漁業の税租を石高に見積るためには、村々の占有する漁場の領域及びその使用収益関係が明確化されるのがこの頃の一般的傾向であったこと(三)から推して、当然この時すでに地先漁場が一定の権利関係におかれていたに違いない。寺沢氏はまた天草領有の翌年、すなわち慶長九年

(一六〇四)には郡中二〇カ浦に船手の定備を命じ、飛船挽船の不事の

公用に供せしめた(四)ということであるが、これは前述の意味合いにおいて

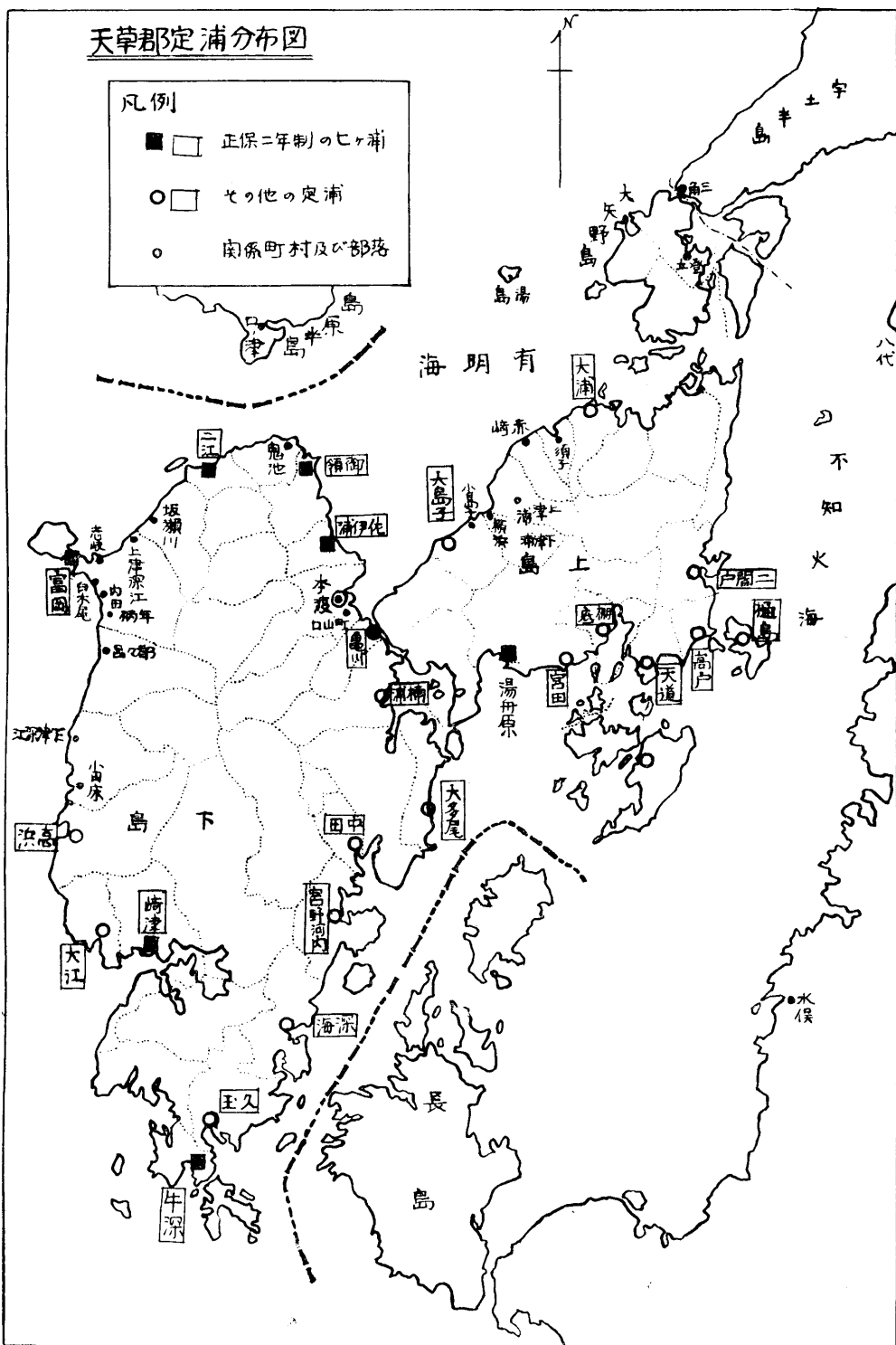
天草統治上の常套手段を踏襲する手立てであったと同時に、後世舩子役負担の定浦を制定し、地先漁場の占有権を免許するにいたった直接の契機をなしたと考えられる。しかし二〇カ浦の名称は詳かでない。しかも切支丹の一揆によって全島廢墟と化するような疲弊をもたらしている。そうした戦乱の前後ではあらゆる歴史の相面での断絶を余儀なくされたであろうことを思えば、なお参照の資にとどめておいた方がよい。

寛永一八年(一六四〇)幕府直轄地となった天草に初代専任代官として着任した鈴木重成は、一揆後亡所と化した天草の開発仕置に着手したが、その一環として正保二年(一六四五)に郡中七浦に「浦方運上」を制定し、各浦々に弁指一名宛を置いて漁民の管理に当らしめた。七浦とは富岡・牛深・崎津・二江・御領・佐伊津・湯舟原である。例えばこの時の「崎津村御免状の内網式帖五拾石免三ツと有之」ところからみると

〔補註〕万治二年に制定された定浦の数については二説ある。上田宜珍（『天草島鏡』のうち「天草風土考」・「天草年表事録」参照）は二〇カ浦を挙げており、松田「前掲書」もこれを典拠としているらしく同説である。一方「熊本県漁業誌」及び「旧幕藩時漁政調査書」（明治二十七年合）、では一七カ浦説である。それは万治改検地に際して制定された定浦には浦高があるという見方——但し二間戸浦は「無高」——にもとづいている。両者の齟齬を解決する手掛りはいまのところ与えられていないので両説を併用するのが穩當かと思われるが、強いていづれかを選ぶとして、やはり検地制の実施に随伴する浦高の存在に着目して一七カ浦説に傾く。しかも前者は「御領浦・大島浦」と二カ浦に計上しているが、大島浦は御領村の浦方であり、鄉村制の建て前からいっても「御領村大島浦」の意とするのが常道であろう。なお念のため『年表事録』の記事を

五

天草郡定浦分布図



摘記しておくが、別に定浦の地図及び一覽表を掲出しておいたので共に参照されたい。

鯛子方之事

一 鯛子拾五人	富岡浦	一同拾七人	二 江浦	一同廿七人	御領浦
一 同 廿四人	龜川浦	一同拾貳人	湯舟原浦	一同百一人	御所浦
	楠浦		大嶋子浦		二間浦
	大多尾浦				高橋浦
一 同四拾四人	牛深浦	一同 七人	中田浦	一同三拾貳人	大津浦
ノ貳百九拾九人					崎浦

浦高は郡中総石高に組み込まれてはいたがその実態をなすものが何であつたかは不分明となっている。他藩にみられたような海高に類するものではないらしく、前掲『漁政調書』には次のように記している。

浦高は諸掛り物御免にして、則ち鯛子手当の如きものか。浦高に依り何等米銀を貢納せしことなし。なお如何なる理由にて浦高何石と定めたるにや、漁場区域の広狭に随ひ高入れをなせしものにも非ざるなり。

尤も万治二亥年検地の砌り、天草郡惣高貳万千石は田畑地の本高なれば、其内九百六拾五石貳斗六升八合の浦人分を引き、残り貳万參拾四石七斗三升貳合高役分とあるを以てこれを考ふれば、其砌り漁夫の田地宅地所有高の高掛り物を免除せられたるものか。さすれば鯛子手当の如きものにして、決して浦高幾若と貢納せしものに非ざるは明瞭なり。

すなわち、漁民所有の田畑宅地を高入れしたのが浦高であるが、これは高役分以外の免租地であつて、鯛子役提供に対する反対給付として与えられた部分という解をとっている。しかしそうなれば定浦にはすでに漁業権が賦与されており、いままた免租地を抱えることになれば二重の

肥後国天草島における漁村の成立と展開

反対給付をうけることゝなつて疑問はまだ残る。

鯛子役は船手勤めとして飛船方並に渡海の節の挽船、所々船場渡方など、鯛子の名目で御用船の便に供した賦役として課せられたものである。かつて寺沢氏の時代にも常備されていたものが、公領となり一時中絶の形になつていたのをふたゝび復活した制度と伝えているが、前言の通り両者の連関は不詳である。さて浦高はこの時制定されたまゝ変動がなかつたようであるが、鯛子役の方はその全体の数的な枠としては固定されていて、分割譲与が行われた結果、しだいに定浦が増加した。増浦は補註で検討したように最初の定浦を一七カ浦とみるか二〇カ浦とみるかで異なってくるが、試みに一七カ浦とすれば、大嶋子・棚底・久玉・宮田・深海・宮野河内・大浦の七カ浦であつて、計二四カ浦が定浦に指定され明治まで存続する。(もともと、龜川村の鯛子役九人は四人を御領村へ、残る五人を文久二年(一八六二)高浜村へ譲渡し、定浦としての資格を喪失する。しかし新規に高浜村が加つたことになるから総計には変化がない)ところで増浦分には浦高が存在しない訳で、定浦としての資格は結局鯛子役の存在ひとつにかゝっている。したがつて定浦は通常「鯛子浦」の名辞をもつて呼ばれていた。

註(一) 松田、前掲書。五頁

(二) 富岡町漁業組合「旧幕藩時漁政調書」(明治二七年?)

(三) 原岬三、前掲書。二二―五頁

(四) 松田、前掲書。

(五) 上田宜珍『天草年表事録』

(六) 『漁政調書』

(七) 『熊本県漁業誌』では、大日本漁業考の海高に関する解説を引用して検討を加えている。

(八) 松田、前掲書

(九) 「漁政調査」

(二) 舸子役の変遷

(1) 舸子役の意義

舸子役は諸国にも少なからず類例が存在したが、^(一)天草郡でもそれらと同様に賦役を本来の形態としていた。しかし「右舸子役之儀ハ、浦々々富岡表江瀬出、御用飛船相勤可申管之処、左様仕候而者却而難渡相成候ニ付、富岡町ニ飛船相頼置、賃銀之儀者郡内舸子中々割出候様、先年々之仕来」^(二)となった。賦役から銀納に転じた年代は微するすべがないが、宝曆四年（一七五四）には「舸子役銀」又は「舸子銀」なる名目が存在している。^(三)富岡町に委託した御用飛船の請負人は富岡町一丁目船津、飛船屋次郎平で、各浦々に割付けた舸子割を費用としてこの者に渡すことになったのである。

ところで舸子割の割付方式は浦々によって相異があり、大体二通りに区別される。ひとつは漁師一統軒別に上納する方式で、漁民の総数に応じてたとえ「一戸三人ノ壮者アル家ハ^{十五年以上}六十年以下^{一人分}、壮者二人ノ家ハ七合、一人ノ家ハ四合、壮者ナケレバ之ヲ免シ^{壮者ナキモ網所有主ハ一家一人分ヲ出スヲ法}」^(四)又壮者ナキモ貧困ナラザレバ三合、或ハ二合ト等差法」によって割付けた。いまひとつは一定の階層以上の漁民、たとえば特定の網職に限り負担する方式であって、「久玉浦之儀者往古々三重網ニ限、漁方不定銀三重網主方上納」したごとく「舸子割出銅仕候儀、小前難渡相成候ハ、私共三重網ニ而相弁可申奉存候」とするのがそれである。両方式の差異には実質的な意味がある。それというのは一統軒別上納の場合であれば漁民としての資格に何らの制限も加えられず、実力に応じて「勝

手稼」ができるが、後者では「近年人数相増候得共、幾帳も網仕出候而者渡世ニ相成不申、互ニ難渡相成候」という理由によるものであって、舸子割負担者を既存の網職に限定して新規網を抑制しようとする挙にでたのである。砥岐組の浦々並びに二江・牛深・崎津の諸浦が前の方式をとり、久玉浦のほか御領村大島・佐伊津・大嶋子・大浦・湯丹原・楠浦・大多尾・中田・宮野河内・深海の各浦々が後者を「網職稼の浦極」としていた。^(五)このようにして舸子役は漁方連上と共に、その上納銀の割付方式を通して浦方漁民の階層分化や漁業形態と絡み合い、浦方集団の内部構造を規制する作用をもっていたことが注目されなければならない。

さて文化四年（一八〇七）にいたり、この頃しだいに御用飛船の経費が膨脹し、飛船屋次郎平個人の請負にまかせたのでは浦方が難渋するばかりとなったので、会所に押し上げ、郡役所の承認をうけたところで向後会所請持ちとし、次郎平所持の飛船二艘も錢十貫目をもって買収し、費用一切を郡割りに掛けることになった。^(六)こうして舸子役は本来の賦役形態から漸次変質をとげたのであって、その初期においては実質的な負担の意味が強く、後代にいたって著しく形式化した。かゝる変遷にともない、舸子役の単位的性格にも当然変化があったとしなければならぬ。舸子役人数は当初においてはむろん實際の人頭を意味したのであろうが、明治初年では「水夫ノ数ハ二十四ヶ浦ニテ式百九十九人ナレトモ其實殆ント之ニ二十倍セリ」^(七)という状況では、もはや実体からほど遠いものでしかありえない。しかし上記舸子役の形式化につれて、人数割が舸子割の算定比としてのみ存続したのか、それとも何らかの漁場占有の程度を反映する実体的な意味をおびていたのか、この点については判然としないので後考にゆだねておかねばならない。

(2) 舸子役の機能

舸子役は本質的にいって漁業権と裏腹の關係にあり、それ自体權利義務が相即している。しかしその変遷過程を通してみると、はじめは義務的な性格のものから、形式化の進行につれて權利的な性格が表出してきた。そのことは單に觀念の変化にあらわれているだけでなく、實際「舸子株」の用語が使用されてきたことからいえる。

ともかく舸子役を請持つ定浦、つまり舸子浦はかくて地先海面の使用収益権を占有し、漁業に従事することができた。この関連は終始變ることになかったから、むしろ一般的な通念としては舸子役に強い權利意識が結びついていた。富岡浦についてその大様を述べると、「富岡町漁人支配漁場二ヶ所。東は坂瀬川村・二江村境のぶ瀬迄。北は城山より三里半。西は城山より五里半。高浜村大江村境大ヶ瀬迄」であり、「浦高及び舸子役多分に有之、往古より御定め専用漁場」として占有し、他村からの入会などの慣行もなかった。この専用漁場を臨海村との關係でいうと、東側には志岐村・上津深江村・西坂瀬川村・東坂瀬川村、西側では白木尾村・内田村・年柄村・都呂々村・下津深江村・小田床村・高浜村等の諸村地先海面を含む広大な範圍にわたっていたのである。

大嶋子浦については寛延二年（一七四九）における赤崎村との網代爭論に関する訴狀の文言によって察知できる。

差上申口上之覺

一、大嶋子村漁師支配仕候へ、志柿村大口道^{（出處）}赤崎村下迄支配仕候而、年々御運上銀御上納仕来り申候。然処先年竹村太郎右衛門様御支配之節、赤崎村下之網代赤崎村へ支配可致由申出候ニ付、出入相成申候。然共弥々大嶋子村漁師共支配仕候様被仰付候。其後室七良左衛門様御代官口口、又々出入ニ相成申候得

肥後国天草島における漁村の成立と展開

とも其節茂右大嶋子村漁師共支配仕候様被仰付奉承知候。（後略）

大嶋子浦は東に小島子・下津浦・上津浦・赤崎各村の前海に、西に志柿村前海に及ぶ領域を専用漁場として占有したのである。

(3) 舸子役の売買譲渡

かくて臨海村が漁浦の資格を獲得し地元海面の収益権を行使しうるためには、まず舸子役を入手することを要件とした。しかし郡中の舸子役人数は固定されていたから、既存の舸子浦から舸子役の一部を買得る以外になかった。万治二年制定の定浦がその後二四カ浦まで増加したことは前に述べておいたが、それらの増浦はいずれも舸子役の売買譲渡によってあらたに舸子浦となったものとみて大體間違いない。万治の定浦をかりに一七カ浦であったとして、以後の七カ浦を「漁政調書」についてただしてみると、大嶋子・大浦は湯舟原より、棚底・宮田は砥岐組内より、久玉・深海・宮野河内は牛深より、という形ですべて同一大庄屋支配区域たる組内の譲渡によって成立をみている。この事由はあとで触れるが、これら舸子役売買が行われた年代について一言しておく、あるいは正徳年間^{（二〇）}といひ、あるいは大浦・宮田を除く五カ浦が寛延の頃、さらに後代になってこの二ヶ浦が指定されたといひ、諸説区々である。しかしながら、大嶋子浦の舸子役入手の経緯がいさゝか判然しているのだからそれについて検討してみよう。

寛文年中（一六六一一七二）、その頃上津浦村横浜に居住していた漁師共の弁指喜作が死亡したが、悴の喜左衛門では網の仕立てができなくなり、大嶋子村弁指半之丞が代って網運上と加子役を請取り、漁場の方も下津浦口から赤崎村前海迄相渡ることになった。ところが正徳五年（一七二五）三月、大嶋子村はあらためて湯舟原村から舸子三人を譲受けた

ことが次の売買証文の存在によって確認される。

書物之事

売証文写

一 栖本組湯舟原村船津加子、前々々、拾人加子役相勤来申候処、近年依不漁及困窮、加子勤相勤申候儀難成、其上去年ノ春痼瘡相煩候節、御公儀様江御願申上夫食拝借仕候得共、返納難成ニ付、拾人加子之内三人売渡代銀三百目請取、右三人加子儘ニ相渡申候。然上、後々迄其元ノ加子役御勤可被成候。為後日仍而証文如件。

正徳五末三月廿一日

湯舟原村船津組頭

六 太 夫

同 村 弁 指

同 武 右 衛 門

同 村 年 寄

同 善 七

同 次 郎 右 衛 門

大嶋子村弁指

五 右 衛 門 殿

同 村

談 右 衛 門 殿

覚 買証文之写

一 舸子三人 此代銀三百目

右者其元舸子之内三人買取、代銀三百目儘相渡申候処実正紛無御座候。向後右加子役此方々相勤可申候。為念如件ニ御座候。以上

正徳五末三月日

大嶋子村 弁指

五 右 衛 門

同 村 年 寄

同 市 左 衛 門

同 八 郎 兵 衛

同 武 庄 屋

同 八

湯舟原村 弁指

武 右 衛 門 殿

同 村 庄 屋

次 郎 右 衛 門 殿

同 村

年 寄 衆 中

大嶋子村が舸子役を入手するにいたった以上の筋書によれば、実情としてはかなりの曲折を経ていることになる。弁指喜作から買得した加子役が何人であったか、それが湯舟原分の舸子二人であって、正徳年買得分の三人を併せて計五人となったとすれば一応辻褄は合うが、なお詮索の余地がある。しかし実際問題として加子役売買はその都度必要に依じて当事者間の自発的な契約として交わされたものであろう。つまり「舸子之儀ハ、浦方困窮之節ハ致売買、助成ニ仕候筋」であつたのである。

もちろん当事者間の売買譲渡が成立したとしても、さらにそれを大庄屋元へ願出でて裁許をうけなければ定浦として公認されなかつた。舸子役の売買が同一組内で行われるのが一般的であつたという事情の背景にはそうした封建的統治機構の制約によるものがあつたと考えられる。これと共にいまひとつ見逃せないのは、舸子浦と、その占有する海面を地先とする村々との関係が、事実上、立浦と端浦の関係にあつたということであつて、もし端浦として地先海面の使用収益権をあらたにえようとすれば、立浦たる舸子浦からその保有する舸子役を買得する必要があつたからに外ならない。

しかしながらこうした条件は必ずしも絶対的ではなかつた。大江組高浜村は天草下島の西目にあるが、文久二年（一八六二）に東海岸の本戸組亀川村からひそかに舸子株五人を買入れ、自村の地先海面に出漁したため、従来こゝを占有してきた富岡の浦方が故障を申入れたが、それは「無届なるにもせよ、聊も漁浦の資格を備へたるにより」高浜村の勝訴となつた。なお亀川村はさきに佐伊津村へ舸子四人を売渡しており、この時舸子九人を全部失つたことで定浦から脱落している。ともかく舸子役を保持するということは、専用漁場の用益権行使の資格取得を意味し

たのであって、特定の鯛子役に対し、特定の専用漁場が附随していたというような厳密なものではなかった。

註(一) 山口和雄前掲書。二〇—二五頁

(二) 年代不詳「乍恐御答兼追御歎願申上候書付」(宮野河内、池田吉男家文書)

(三) 宝暦四年戌十一月「口上」(赤崎、北野家文書)

(四) 熊本県農商課『熊本県漁業誌』

(五) 前掲、池田家文書

(六) 松田、前掲書

(七) 『熊本県漁業誌』

(八) 富岡町漁業組合「旧幕藩時漁政調書」

(九) 同 右

(一〇) 寛延二年己六月日、(赤崎、北野家文書)

(一一) 『熊本県漁業誌』による。

(一二) 「漁政調書」による。

(一三) 赤崎、北野家文書

(一四) 宝暦六年子七月廿日「奉願口上之事」(赤崎、北野家文書)

(一五) 「漁政調書」より

(三) 鯛子浦の地位と構造

(1) 鯛子浦と漁場村の関係 定浦＝鯛子浦に限り漁浦としての資格を

備え、地先海面の使用収益権を占取し、網その他の特定漁法を営むことができた。そしてその他の村々はたとえ海付きの村であっても、百姓の

農閑稼として磯浜の貝藻の採取以外には「鯛子なきより随而漁者も無之」

「漁不仕」村であったことは屢説しておいた。だが多くの場合、小規模

な「百姓網」が農閑稼として営まれている限り、「——百姓網ニ而候間、

半年か一年も引可申候、若又永々網いたし候者網止メ之様ニ可申付由被

成御意候ニ付、其通りニ召置申候」^(一)とて、支配の側としても何がしかの

肥後国天草島における漁村の成立と展開

網運上を上納せしめて黙許しておく建て前であったし、当該漁場を占有している鯛子浦もまたそれを見逃していた。したがって定浦でなくともたとえば「赤崎村江網引来申候儀ハ鈴木伊兵衛様御代ニ御断申上、六ヶ年綱引五匁ツ、之御運上差上ケ申候。其後あみたへ申候ニ付、戸田山城様御代ニ御運上御捨免被遊被下候。其後漁師共ハいそ廻り斗ニ而渡世仕候。九年以前ハ綱引候云々」^(二)という事情を呈していた。しかし赤崎村地先海面が定浦たる大嶋子浦の専用漁場であることに相違はなく「右(戸田)伊賀守様ハ被仰出置候場所故、海之儀前々之通さかまかえし綱代ハ一番綱大嶋子村漁師へ為引、跡ハ赤崎村引漁師共渡世仕候」^(三)として優先した。

すなわちここでは定浦が地先漁場占有の建て前において、一見、立浦として優先的に用益権を行使し、「漁場村」が端村としてそれに入会うというがごとき形態がみられる。しかしこうした形態のもとでは、端浦の一村専用漁場の獲得に対する要求が常時かり立てられ、しばしば漁場争論が惹起されることになる。

ところで富岡浦の専用漁場とその地先村とでは、証文一札を入れ下稼料を納めて入漁する仕組みであり、定浦としての漁場占有権はなお確然たるものがあつた。繁雑にわたるかも知れないが、史料紹介の意味をかねて次々にその証文を列挙しておく。^(四)

〔A〕 差入申一札之事

当四正月ヨリ五月末迄拙者共請込鯛、かけ網、相稼度打立仕候得共、かし場所無之困窮仕罷在、貴殿下富岡浦方差配内下津深江村下、右鯛網為稼被下候様再応御相談申入候処、御聞濟被下難有奉存候。依之御差配内右村下海為下稼料金子一両、差出、一ヶ年限り書面之月中鯛網ニ限り、浦掬御差図通り相守、如法下稼可

仕、為其一ケ年限之根一札差札差入、万一此先年々仕り候節ハ浦方御差支之有無ニ依り、年々貴殿免札を乞請け、稼可仕候。仍而証人相立、連印之一札差入置申処如件。

嘉永二年（一八五〇）西正月

下津深江村請負人

新左衛門 門印

同村 受入

伝太 郎印

富岡附郡中惣弁指

中元 藤左衛門 殿

〔B〕

差入申一札之事

当西三月より同十月迄拙者請込御掛、網相稼度打立候得共、貸場所無之困窮仕り罷在、貴殿下富岡浦方御差配の内、小田床村下右鯽網為稼被下候様、再応御相談申入候処、御聞濟被下難有奉存候。依之御差配の内当村下海為下稼料金子壹兩、差出一ケ年限り書面之月中鯽網ニ限り、浦擬御差図通り相守如法下稼可仕、為其一札差出候。万一此先年々下稼仕り候節ハ、浦方御差支之有無より、貴殿免札を御請、稼方可仕候。仍而証人相立、連印之一札差出申候処如件。

嘉永二年（一八五〇）西五月

小田床村請負人

喜左衛門 門印

同村 請入

彦次 郎印

富岡附郡中惣弁指

中本 藤左衛門 様

〔C〕

差入申一札之事

当正月より拙者請込手繰網相稼度打立仕り候得共、引場所無之困窮仕り罷在、貴殿下富岡浦方御差配内下津深江村之下、右手繰網被稼被下候様再応御願申上候処、御聞濟被下有難奉存候。依之御差配内当村之下海為下稼料壹張、二付金子貳朱宛年々差出シ可仕候。猶又書面之手繰網ニ限り浦擬御差図之通り相守、如法下稼可仕候。為其一札差出シ、万一此先年々下稼仕候節ハ浦方御差支之有無に依り、貴殿免札ヲ請ケ稼方可仕候。仍而証人相立、連印之一札差出置申候処如件。

安政二年（一八五五）卯正月

下津深江村請負人

喜作 郎印

〔D〕

差入申借請証文之事

小田床村之下字長波へ

一 網代場 壹ヶ所 但シ鯽貸網外稼方不仕る極め

但シ稼方之儀、并ニ当九月より同十二月迄の内、日取三ツ割式ツ者、久四郎相稼ぎ、残り壹ツ拙者共相稼ぐ。尤来ル巳年之義者正月ヨリ四月マデ、同九月ヨリ十二月迄、同人共ケ相稼ニ可致極め

右者其浦方漁稼場ニ御座候処、今般稼方之義御相談申入候処、書面之通り御聞濟被下奉存候。然ル上ハ為下稼料金子三兩三步之内、壹兩壹歩、当九月十五日限り、残り貳兩貳歩ハ来ル巳二月十五日限り、無滞相納可申候。稼方之義ハ其御浦方之如法相守リ相稼可申候。尤右日限中ニ而も網代場御入用之節ハ、御沙汰次第何時も差引し可申候。依之為後念御後印申請け、連印借請証文差出置申候処如件。

安政三年（一八五六）辰九月

借請主

小田床村

請人同村

幸左衛門 門印

同断

仙左衛門 門印

証人同村年寄

幾右衛門 門印

同富岡浦方

八十右衛門 門印

富岡附郡中惣弁指

藤左衛門 殿

前書之通相違無之候ニ付、奥書印形如斯ニ候。以上

同村庄屋

伊野次郎左衛門 印

（他に二通同形式にて、同年同月附、久四郎名義及び安政四年巳四月附、小

田床村名義の証文あり

〔E〕 取極ノ一札之事

壹株之内

一 小網之株

此連上金壹両貳歩也

三月迄
五月迄

右同斷

一 小網之株

此連上金壹両貳歩也

六月十一日迄
八月廿六日迄

ノ金参両也

右御取極メ之通り急度相守可申候。為念一札仍而如件

安政四年巳二月(一八五七)

富岡五丁目

坂瀬川村

辰

平印

中 本 様

〔F〕 借請証文之事

一 地引網 貳 株

右ハ書面之網、拙者打立候得共、何分無海、無株ニ而ハ漁稼方出来兼候ニ付、熊次郎殿所持株之網、御相談申入候処御聞濟被下、日限之義ハ当年三月ヨリ同五月限り、右株、錢トシテ金壹両三歩ニ而隨ニ借請申候処実正世。勿論其浦稼場之内ニ而浦利如法相守、稼方可仕候。万一不法外之稼方仕候節者御引揚被成候共一言申分無御座候。依之為後年借請証文一札差出置申処如件。

安政五年(一八五八) 午三月日

坂瀬川村

借主

国

助印

同村受人

同斷

宝 助印

郡中惣弁指富岡限
中本与茂助殿

〔G〕 取極書一札之事

一 安政七申年私共手、續網廿四張之内、坂瀬川村廿張、上津深江村四張、打立候得共、無海、無株ニ而ハ引立稼方出来兼候ニ付、其御稼浦場内乃浦坂瀬川村下より上津深江村下迄手續網下稼御願申上候処、御聞濟被下不奉存候。然ル上ハ其御浦詰御差図を請、如法ニ相守下稼可仕候。万一不法外之稼方仕候節者、書面之手續網早速御差止被成候共、一言申分無御座候。且又下稼為浦極ト壹ヶ年壹

肥後国天草島における漁村の成立と展開

張貳朱宛、毎年四月廿五日限り、無間違相納可申候。尤年々不定増減可有之候ニ付、其積りを以て右極りを相納可申候。依之海有之為後日兩村御役方奥印申請、手續網主一同連印仕り、取極書壹札差出置申処如件。

安政七年(一八六〇) 申三月

坂瀬川村

手續網願主

惣代 辰 平印

同村 同斷 由右衛門印

同村 同斷 治印

同村 同斷 卯 平印

上津深江村 同斷 平印

右

惣代 喜 助印

同村 同斷 吉印

志岐村 立入人 種 松印

郡中惣弁指

富岡町 中元与茂助殿

前書之通談示におよび候処相違無之ニ付奥印いたし候

上津深江村庄屋 山川 恵 助印

坂瀬川村庄屋 岡部 平太夫印

一 私儀当年よりきびなご網打立候得共、稼場無御座候ニ付、其浦稼場之内下津

深江村下より大ケ瀬迄之間、右網代場為稼被下候様再応御願申上候処、御心能

御聞濟被下不奉存候。然ル上ハ其御浦ニ而私下稼料として一ヶ年ニ金壹歩宛き

びなご網稼仕り候間、毎年五月ニ無相違相納可申候。就而ハ其御浦如法相守下

稼可仕候。万一外漁又ハ法外之稼方仕り候節は、何時も御差留被成候共ニ一言

申分無御座候。依之為後日受人一同連印仕り、取極一札差出置申処仍而如件。

文久元年(一八六一) 西六月

高浜村網主

伝 七印

一三

天草郡惣弁指
中元与茂助殿
外網 弁指 御中

富岡町請人
熊 治印

さて以上みてきたように、漁場の権利帰属関係における舸子浦の優位性は極めて顕著であった。漁場村が自村の地先海面において漁業を営むことは不可能ではなかったが、それは当該漁場を占有する舸子浦より劣位の状態においてか、さもなければ下稼の入漁料を提供してはじめて可能であった。したがって、形態の上では一見入会漁業のごとくみえても、本質的には近世の入会の範疇に含まれるものではなかったといえる。漁場村としては自村の地先海面でありながら、かゝる不平等関係におかれることに対する不満が極めて強く、それが時として爆発し、激烈な漁場争論を惹起せしめた。しかしそれらの村々が無舸子無株である限り概ね敗訴に終らねばならなかったのである。

舸子役保持が漁場用益行使の、ほとんど絶対的な保証たりえたところから、漁場村が専用漁場獲得のためまず何よりも舸子役の買得につとめ実際にまた万治以後舸子役の譲渡が行われ、定浦が増加したことは前に述べておいた。しかし宝暦（一七五一—一六三）の頃、「近年舸子方売買郡中一同不相成由被仰聞」⁽¹⁾れ、制限下におかれることになった。おそらくこの頃から以後は増浦が行われず、結局二四カ浦にとどまったものと思われる。舸子役売買の制限は、百姓の漁業進出による脱農化を抑制する近世的封建統治の基調に対応する措置であったろうが、他面、漁場の細分化を防ぎ浦方漁民の生活基盤を維持確保せしめるための保護政策に外ならなかった。しかも漁業の小商品生産的比重が増大してきた徳川時

代のむしろ中期以後において、かかる制限策がとられたということは、天草郡の漁業全体の発達の上からさらに重要な意味を課することができ。つまり、舸子役の保有にもとづく漁場の権利帰属において、舸子浦の絶対的な優位性がこれによっていっそう助長されてくるし、それに応じて舸子浦に対するその漁場村の劣位な地位はなかなば宿命化し、そこで漁業発達は著しく制約されざるをえないからである。そしてこうした条件のもとでは自ら農漁間の対立緊張も激化されてくる。こんにち天草の農漁民の間に根強い違和感が存在するが、かゝる感情の齟齬はその淵源をこの辺りに胚胎しているともいえよう。

舸子役売買の制限策に関連していまひとつ見落せない問題は、漁場村の漁業発達を抑制したことにとゞまらず、漁業における商業資本の進出を制約することにもあずかって力があつたのではないかという点である。天草郡では早くから前期的資本の抬頭がみられ、ひと頃は郡中の銀主は二八六人といわれたのであるが、その時郡中の御田地三步二が徳者の物になったという農地の集積状況に比較すれば、管見による限り漁業に対する収奪は意外に乏しい。（しかしこの問題に関しては今後さらに確認する必要がある。）

(2) 浦方の構造と統制機構 漁場村の漁業進出に対する抑制、ひいては商業高利貸資本の漁業収奪に対する阻止——それは決して完璧なものとはいえないと思うが——が、支配の側の浦方保護政策、ことに舸子役売買制限策に大きく依存したと考えられるが、それと同時にそのこと自体浦方内部の要望が強力に働いた結果ともみることができ。事実天草郡においては浦方の内部的統制機構に他国にあまり類例をみない独特の強靱さがあつた。

正保二年郡中七浦に浦方運上を制定した際、各浦に弁指一名宛を置いて管理に当らせることがあったが、天草郡ではいまでも漁浦の統領たるものをやはり「ベンザシ」と呼称して^(八)している。徳川時代を通じて、いずれの浦方にも漁民の統帥者として弁指が定められていたのである。そしてそれは舸子浦であるか否かに拘らず、そこに漁業従事者の集団があればこれを宰領する者が弁指であり、その人数も一村（浦）一名と限定されていなかった。例えば正徳三年（二七一三）の赤崎村弁指は三名^(九)、正徳五年の大嶋子村では二名^(一〇)がそれぞれ掲出されている。したがって弁指は漁民統帥者に対するより一般的な名辞であって、古くから慣行的に使用されてきたと思われ、他地方にも類語が多い。天草郡ではそれを公称語として採用したものであろうが、実際問題として慣用と公称の区別は困難であつたに違いない。ここでは便宜上、舸子浦に限定し内部統制機構の一環としてみていきたい。弁指は浦方漁民の統帥者としてその内部の自治行政上の管理者の立場にあつたが、対外的には浦方を代表して渉外にあたつた。しかしてかゝる資格において村役人の一員となり、庄屋年寄に下屬した。

ところでこの辺りで徳川時代——たゞし天草の乱以前は不詳——における天草村落の社会形態にふれておかねばならない。近世村落は通常自然村に近く概ね一聚落をもって一村を構成する場合が多かつたが、天草村落ではそうではなくて数部落から成る村がふつうであつた。その理由は立地条件や聚落の発達過程、ことに天草の乱後における領主（鈴木代官）の亡所開発に際してとつた行政的制度化の影響など、諸々の要因が関係していると考えられるが、こゝでは詳しく触れる余裕はない。浦方の居住する部落は概してかゝる行政村内の一部落であつて、「船津」と

特称されていた。したがって弁指は船津における管理者であることに間違ひはなかつたが、村役人として庄屋年寄の差配下にあつて村全体の共同生活の規制に参画した。また船津は生業の差異、専用漁場の占有、したがって生活全体のメカニズムの異質性という点で、同一の村内に属していても、他の農業部落に比較して相対的な独立性が強かつた。農業部落には、庄屋年寄の外村役人として組頭（ないし百姓代）があつたが、それと同じ仕組みにあるのが「船津組頭」又は「浦惣代」である。しかし弁指に比肩しうる存在は他の農業部落にはなかつた。こうして船津は村行政の末端機構であると共に、相対的に独立しつゝ弁指を頂点とする特有の自治統制機構をもつていた。だから船津は行政村の構成単位であるが、しかもなお村の行政に完全に包摂されてゐた訳ではなく、独自性の強い社会的共同生活体をなしたのであつて、いわばそうした二重的性格において存在していたのである。この同一村内における農漁間の関係構造も天草村落の著しい特色のひとつである。

さてこの問題はしばらく措くとして、弁指は世襲された場合もあつたらしいが、一年交替で年々選出しなおす浦もあつた。^(一一)船津組頭や浦惣代もほゞ同じ事情にあつたと思われる。しかし何れにしても上層漁民がこれらの役職をおかしていたに違ひない。しかし浦方漁師の間でどのような階層分解をとげていたかを具体的に復元しうる希望はもてない。だが、網主網子の関係が基本形態をなしていたのは、何れの浦方でも同じであつたはずである。「当時ハ漁業ニ一定の季節アリテ、鯖釣鳥賊釣ハ五月中旬ヨリ十月マテ、カシ網は十月ヨリ翌年三月末日ニ終ハルカ如ク、又漁具ニモ制限ヲ設ケ、大網株アリ小網アリ、手繰ノ寸法地引網ノ長短等渾テ尺度ノ定リアリ云々」^(一二)とあるように、漁法の制限が設けら

れ、浦々では予め免許された一定漁法しか営むことができなかった。その内とくに特定の網漁業は明確な権利関係におかれていて、浦々には株として固定されており、増株は制限されていた。例えば富岡浦では、大網三張小網式張の株式があったということであり、それらは「両株主の子弟に非ざれば他に許可されざるの慣例」であつた。しかし売買質入貸借等は許されており、株分けが行われることもあつた。かくて株所有の権利関係にもつき網職層として形成され、その内部構造に自然大前小前の分化が行われたであろうが、同時にその配下に網子層を従属せしめてそれぞれの労働組織をかかえていた。そして「網主網子ノ関係最も親密ニシテ漁獲配当ノ如キモ大網・八田網・持網・撒網・鰯網・鯛網・文鰯魚網・海鰯網・小鰯地引網等ハ網主網子折半、大鰯地引網ハ網主四分網子六分或ハ七分三分ノ割合トシ、糴米薪代酒代等ノ費用ヲ除キ一般此法ニ従ヒ、恰モ主従ノ如ク譜代抱ヘノ姿アリテ、甲家ノ網子ハ乙家ニ雇役セス乙家ノモノハ丙家ニ役セサルヲ法トシ、冠婚葬祭其他臨時ノ費用及ヒ不漁中ノ手当又ハ難波等ニテ溺死ニ罹ルモノハ孤兒ヲ養育シテ父ノ業ヲ継カシメ、其遺孤ナキモノハ寡婦ヲシテ後夫ヲ入レシメ永ク生活ノ法ヲ与フ」のごとき生活連関を結んでいた。

浦方漁民はこのようにして個有の自治統制機構によって規制され、独自の生活組織のもとに「船津」社会を形成していた。かゝる伝統は現在でも天草漁村の基本構造を大きく支配している。そこで地方支配の統治機構は、組（大庄屋）――村（庄屋・年寄）――船津（弁指・船津組頭・浦惣代）の筋を通して一般民政の末端に据えろと共に、先記来の独特の権利義務関係に規制されている浦方に対して別箇の統制機関を設定した。それは「郡中総弁指」であつて、郡中浦方の総差配とし、各浦々

の弁指を統合してその頂点に立たしめた。

一六

申渡
(一六)

惣弁指倅

富岡町

藤左衛門

四方助

其方儀惣弁指見習申付候間、出精可致候

(嘉永六年) 丑

十一月

富岡御役所

惣弁指は代々中本家の世襲とし、富岡町船津に存在していた。次に慶応四年（一八六八）その頃郡中の警備に任じていた肥後藩の役人に提出した中本家の履歴から必要な限り引用して、惣弁指の職権の概要をば察知することにしよう。

私方往古より弁指役相勤来手続之義

乍恐左ニ祈書ヲ以荒々奉申上候

一天正之度以来五人士之砌より寺沢志摩守様御領地之頃迄、先祖藤松事藤馬、弁指役相勤候得共、書類等焼失仕リ、当時申伝迄ニ御座候。

一 当郡御料所ニ相成、鈴木三郎九郎様御代官所之頃迄、右藤馬相勤御用弁仕リ……鈴木伊兵衛様御代官所之砌リ……万治之度ニ至リ……藤馬倅好右衛門エ引統郡中惣弁指役被仰付、帶廻御免相勤罷在、年頭御礼其外五節句暑寒御伺等之義モ是迄無怠情相勤、尚又御支配様渡海之節、御目見被仰付、御祝儀申上候義モ有之、且御陣屋ヨリノ御出役代ヲ兼、遠見御番人異同船漂着之浦々御廻リ之節ハ御付添仕リ、最寄之浦々ヨリ舺子船手之もの差出、右賃金等之義者、遠見御番人宛請取書差出、且又海岸附村々海底浅深御改等御座候節モ

先祖以来付添廻浦仕り、最寄之浦方ヨリ役船差出候様取斗来り候趣ニ而、郡中舸子浦御定之書物等私方エ御渡被下置候趣ニ御座候（略）

一 当郡之義……諸国之漁師共時々出入多ク御座候ニ付、喧嘩口論ケ間敷義無之様、浦々漁師共エ氣を付け、第一異国船漂着間々御座候間、持場之諸事取締方仕り候様、兼而被仰渡モ御座候ニ付、好右衛門跡粹藤左衛門引続相勤、其

後ハ別而入念相勤、舸子役之義モ追々取扱、尚漁人共漁場境論等仕り候節者、過半私方エ申出候ニ付、成丈ケ御上御厄介ニ不相成様、其最寄村役人エモ申談、双方取押方仕り、無撓訴上ケ候分ハ、郡会所詰大庄屋庄屋方エ申入

レ、一同立入内熟為仕候事柄モ間ニ有之、是等ハ先前ヨリ仕来リニ御座候又御用之砌リ、飛船方（飛船屋次郎平——註）ニ而行届兼候分ハ、都而私手元ニ而船人操出シ、御差支ニ不相成様、進退仕来リ候義ニ御座候

一 諸漁船出入改方之義ハ、遠見御番人主役之義ニ付、彼方ヨリ達シ有之次第、船手取締方仕り、且島原領加津佐村ヨリ年々罷越候釣漁船之義ハ、別而入念ニ相改、遠見御番人ヨリノ差出方ニ相成候鑑札相渡シ、船々乗組人数等取調、口論ケ間敷義不仕候様、日々相改メ取締方仕り来リ候義ニ御座候

一 当町浦人共エ相拘リ候御用之義者勿論、其外共町役人ヨリ達シ有之次第、其旨相心得無滞様心懸、相勤来リ候義ニ御座候

一 御重役様方御渡海御廻浦ノ砌リハ、其時々御案内申上る仕来リニ御座候処、去ル安政四巳年中御勘定奉行水野筑後守様御渡海ニ相成候節者、当郡外^{九州}脇本阿久根迄御案内申上候、然ル処御帰陣之上御召出……改而郡中惣弁指之旨御直々被仰渡、御請申上置候（略）

一 御重役様方御乗船者勿論、御用飛船賃等之義モ、其時々私立会取調、賃錢請取高帳面ニ相記シ、会所詰大庄屋差添ニ而御役所エ罷出、押切御証印申請ケ来リ候義ニ御座候

一 私方先祖藤馬ヨリ私迄七代弁指役被仰付相勤来リ候処、是迄役料ト申義ニハ無御座候得共、当町漁師共引揚候綱方諸魚代錢勘定仕上ゲ、乗組漁師共人別割賦仕り候節、老人前迄綱々ヨリ造シ異候ニ付、受納仕り来リ候義ニ御座候尚父家作等仕り候節者、当浦漁師ヲ始メ郡中浦人エ相談申入、頼母子講等相仕立、造立仕り候義モ御座候

右者私共先祖藤馬ヨリ数代弁指役相勤来リ候手続、荒々書面之通りニ御座候以

肥後国天草島における漁村の成立と展開

上

辰三月

郡中惣弁指

中元四方助印

右者当郡惣弁指勤方之儀、取調差出候様被仰付候ニ付、私共ヨリ弁指手元書付請取差出申候 以上

慶応四年

富岡町

辰三月

遠見番

御取締方

丹羽牧之助印
本間喜藤次印

肥後御役人御中

以上長文に及んだが、これによって総弁指役職権の概要をほぼつかんだことになる。その内容は御用飛船の舸子船手勤め一切を差配する外、浦方諸負担の調整、専用漁場の出入その他の紛争の解決をはかると共に舸子役・網株等の売買譲渡、入漁下稼等の公証を行った。このように浦方の万般にわたる管理統制に任じたが、役料は公的には支給されず、浦方の割賦によって賄われた。遠隔の浦に対しては事実上これらすべての職権があまねく及んだ訳ではなかったであろうが、少なくとも地元富岡浦にあってはかなり強大な権力であったのである。

そこでさきにみた一般民政のルートと並行して、こゝに総弁指――各浦弁指――浦方漁民にいたる別系の統制機構を措定することになったがこのことは村内における船津の二重的性格に対応する二重支配の形態であったといえよう。かくて天草漁民に対する封建的統治の全容がいくらかでも明らかとなったが、それは一面において漁民の側の内部的要求であったとも考えられる。つまりかゝる統治機構に服属することによってかれらは既得の權益を他に対して保護ないし保証されるという関係にあ

ったからである。このことに関連して、殊に注目したいのは郡中総弁指の存在であって、その役威が形式上任命の手続きによって発動したにも拘らず、公料を支給されず、浦方漁民の割賦の配当をうけていたという一端の事実によっても、本質的には、なお多分に民衆統制の性格を帯びていたという点である。したがって総弁指は天草漁民に対する封建的支配の貫徹に役割を演じたのは否定すべくもないが、むしろ郡中浦方漁民の相互連帯を強化し、全体として統合しつつその要求を支配者の漁政に反映させ、そのことによって天草郡の封建的漁業秩序を維持する恰好の媒体となりえたことに重要な意義が認められる。

註 (一) 「漁政調書」

- (一) 正徳三年巳五月「奉願口上書之夏」(赤崎、北野家文書)
- (二) 正徳四年(推定)「奉願上一札之事」(同右)
- (三) 寛延三年(推定)「覚―根元覚書とあり―」(同右)
- (四) いずれも「漁政調書」に載録されたものを引用した。
- (五) 原、前掲書。六〇―七五頁
- (六) 宝暦六年子七月廿日「奉願口上之事」(赤崎、北野家文書)
- (七) 天草の漁村では「ベンザシ」はいまの網元に相当するといっている。現在では一般漁民を海陸両面の生活にわたって宰領するのは、網元たるオヤカタであることが多く、その意味で使用されている。しかし、所によって村網など大規模漁法における漁撈指揮者をベンザシということがある。
- (八) 正徳三年巳五月廿八日「覚」(赤崎、北野家文書)
- (九) 正徳五末三月廿一日「書物之事―売証文写―」(同右)
- (一〇) 「漁政調書」における富岡浦弁指中本家の例
- (一一) 宝暦四年(推定)十二月十日、湯舟原村庄屋より赤崎、上津浦両村庄屋への書簡に、「今日ハ浦方寄せ候而、弁指巷、ケ年勤ニ御座候へハ弁指相極メ云々」とある。
- (一二) 『熊本県漁業誌』より。
- (一三) 「漁政調書」所収
- (一四)

(一五) 『熊本県漁業誌』より。

(一六) 「漁政調書」所収

(一七) 同右

(一八) 松田『天草近代年譜』では、享保五年(一七二〇)「郡中弁指総元締を指令、富岡弁指藤左衛門を之に推す」として、この年総弁指役が設定されたことと記しているが、中本家履歴とは異なる。後考を要す。

四 結 語

徳川時代の天草郡における漁村の発達過程を考察しようとするとき、定浦制という制約的条件の存在が無視できないものであった。天草郡はすべて八七カ町村、この内沿岸村は六〇有余の多きを数えたが、結局漁浦として公許されていたのは二四カ浦にすぎず、他の村々は漁業に従事するにしても、極めて劣位の条件下にあってその発達を抑止されていた。かゝる定浦制のもとで漁浦としての資格を左右したのは舸子役の有無であった。舸子役はその形態が本来の賦役から銀納へと漸次変化し、後代になるほど義務負担としての形式化が進行していったが、地先海面の使用収益関係における占有権の保証という一面の事実は終始確立していた。かくて定浦制はその物権設定を舸子役においていたといえるのであって舸子浦の名辞がその端的な表現であった。舸子役の保持によって地先海面の使用収益権を占有することのできた舸子浦は、その専用漁場における生産形態に対して、社会構造や統制機構の上に著しい特質を浮びあがらせていた。そしてその専用漁場の沿岸村との関係においては、漁業上種々の権益を優先的に行使し、村内においては船津という特定の社会形態を構成しつつ相対的な独立性を保ってきた。

ところでこうした舸子浦の存在形態は、明治八年(一八七五)の雑税

廃止と海面官有宣言にみられる明治政府の漁業制度改革の意図に照して、当然問題視された。同年十一月七日熊本県（当時は白川県）は次のごとき布達を発している。

丙第三十号

第十五六大区

区戸長

天草郡従来漁場規則之儀今日ニ在テハ甚不公平之儀有之候条今般更ニ左之通漁場規則相達候就テハ各村是迄農漁区別相立村持ノ地所ニ於テハ漁夫ノ者共ノ稼方ヲ禁シ海面ニ於テハ農方ノ漁事を差拒等ノ旧習有之不都合ニ付以来右等ノ儀ハ断然相廢シ其村地先海面并村持ノ地所共其村入会ノ儀ト相心得農漁互ニ營業不差同様可致此旨布達候事

明治八年十一月七日

白川県権令安岡良亮

第一条

従来ノ漁場界渾テ相廢シ更ニ各村地先拾町内外ヲ以テ其村漁場ト相定メ候事

但シ沖合ニ於テ入会稼ノ儀ハ是迄ノ通タルヘキ事

第二条

各村地先境界判然難相立分ハ区戸長等立会公平ニ可相定事

第三条

従来漁夫多キ村方他村地先ニ於テ相稼来候分ハ今般更ニ地元村方ヘ示談ノ上相当ノ約定取結營業致候儀勝手タルヘキ事

但シ右結約示談ノ際不当ノ謝金等申立候儀無之様可致候事

肥後国天草島における漁村の成立と展開

この布達は、その背景に中央政府の強い権力的な要請が働いていたのであるから、舸子浦の存在を支えていた如上の封建的な生産機構をかなりの程度ゆり動かすことになったと思われる。ことに地付漁場の権利関係を左右してきた舸子役保持の意義はすみやかに喪失したに違いない。

もっとも明治九年の太政官達において、漁業について府県税の賦課と營業取締の制がとられることになったが、このとき「可成従来ノ慣習ニ従」う方針が打ち出され、旧来の慣行がふたゝびよみがえることになったのであるから、天草郡における定浦制の存続と共に維持されてきた漁業秩序そのものは継承されたであろう。そしてその後もっと大幅な変革が明治漁業法（明治三四年四月一三日法律第三四号）成立公布の時期を劃して行われることになるであろう。ただしこんにち天草漁村に接してみても、徳川時代の舸子役保持にもとづいて築き上げられた漁業秩序の遺構を見出すにはこと欠かない。

たとえば天草下島の東海岸線はぼ中央に位置する大多尾は、徳川時代に浦高九斗九升、舸子役五人の定浦であったが、昭和二年当時七三戸の漁戸が船津聚落を形成していて（第二次漁業センサス）、それぞれ三人の網主に網子として分属している。この三つの網主網子関係はそのまま、漁撈組織であることはいまでもないが、同時に陸上における生活組織そのものである。したがって住居の近接は問題ではない。かような網主網子関係によって船津の基本構造が規定されつゝ、なお全体として、軒を接して内陸に分布する地方部落とは明確な社会的隔絶をみせている。このような情況のもとにあって、農漁間の違和感は著しく厳しいものがあって、明治以降両者の間で通婚が行われたのは一二の例外を除いて皆

無に近かった。漁業生産の様式は明治以後においても、激しい移り変りが行われてきたのであろうが、船津社会における内外の社会関係はやはり存続してきているのである。こうした形態を他の天草漁村に見出すことは決して困難ではないであろう。かくして天草漁村の社会構造上の特質が、舐子役の上に築かれた定浦の存在形態を復原してみることで、より充分な理解に達することができたとすれば、本稿の目的はすでに報いられたことになるのである。

註(一) 明治八年には漁業制度に関して三つの太政官布告が出されたが、それは「当初内務省の趣旨タル従来人民ノ旧習ハ海面ノ性質何タルヲ弁セス所用ノ権ヲ主張シ経界ヲ争フノ弊ヲ除カントスルニ在リ」(「司法研究」第一七輯四二頁)として、海面の官有化、従来の漁場使用権の消滅などを意図したものであった。潮見俊隆『漁村の構造』(昭和二九年)一八―九頁参照。

(二) 潮見、前掲書二〇―三頁。

後記 徳川時代天草郡における漁村の発達を、「舐子役」という特定の貢租形態を中心に論究してみたのであるが、この舐子役の存在によって成立した定浦制を定型化しようとするあまり、その制度的側面を強調しすぎたうらみがないでもない。沿岸村の漁場獲得への要求、したがってこれらの村々における漁業の展開は徳川時代の天草郡においても看過しえない問題である。実際この間、郡内各浦々において舐子浦とその漁場村との間に争論が頻発している。その史料も多少は手元に蒐めているが、あらためて別稿として取り上げるつもりになっている。しかし本稿の中で、殆どこの問題に触れえなかったのはやはり片手落ちであったと考えている。